

みどりのヒント集の改定について

1 みどりのヒント集について

区では、平成 23 年 3 月に景観行政団体に移行し板橋区景観条例の施行を経て、同年 8 月に板橋区景観計画を策定し、これらの条例・計画に基づき、建築物の建築等の際には区との景観協議を義務付け、助言・指導を行っている。

景観協議において、周辺景観と調和したみどり空間は、うるおいのある街並みをつくる上で、重要な役割を担うと考え、景観計画における緑化計画作成のための参考資料として、植込み地の配置や樹木の選定などの考え方をまとめた『みどりのヒント集』を作成し、平成 26 年 3 月から運用している。(使ってはいけない樹木 ※例えば、侵略的樹種、熱帯・亜熱帯の樹種、チャドクガ被害を防ぐため特別に注意を要する樹木など) あわせて、過去に実際に使用された樹木(高中低木・地被類)についても一覧として公表している。

2 みどりのヒント集の改定の経緯

平成 26 年 3 月に運用を開始してから、時間が経過しており、景観協議を行うなかで、現行のみどりのヒント集に対して配置や修景等の景観的な視点の不足など、様々な課題が見えてきたことから、景観アドバイザー、景観審議会委員の意見を取り入れ、さらに実用的な手引きとして、改定することとなった。

みどりのヒント集の改定作業に関しては、令和 2 年度に事務局と景観アドバイザーを中心に改定作業を行った。

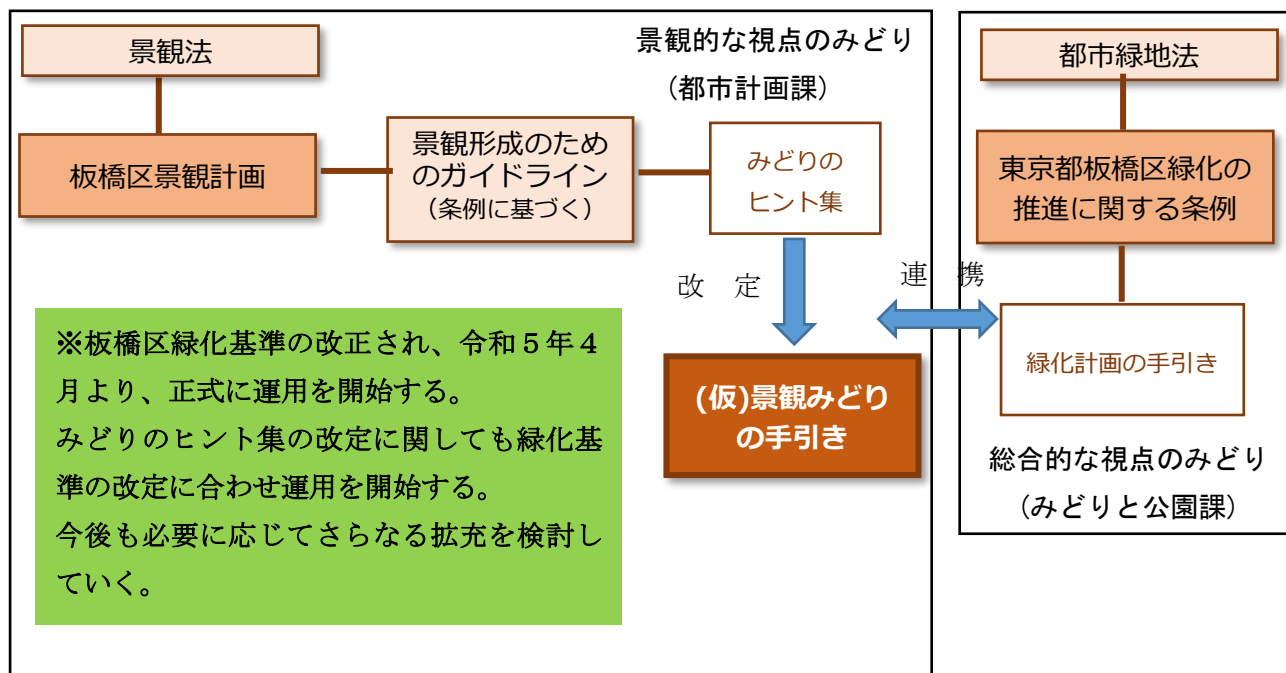
第 17 回景観審議会部会において、報告事項として改定案について報告を行ったところ、改定を行うのであれば、説明時間等をしっかり設けて、意見を聴取するべきであるとの意見があったことから、再度時間を設けて検討を行うこととなった。

令和 3 年度に緑化の推進に関する条例の改正が予定されていたことから、改正後に再度検討を行うこととし、見送った。

令和 4 年 6 月 10 日開催の第 21 回景観審議会部会において、意見聴取を行い、今後のスケジュール等について説明した。

3 位置づけについて

位置づけは、他区の状況等を鑑み、これまで同様ガイドラインを補完する資料とするが、内容を拡充し、さらに実用的な資料へ改定する。



4 主な改定箇所について

現行のみどりのヒント集の項目を1章から7章に整理し、各章に小項目を設けた。また、1章に手引きの構成を示した。

また、第21回景観審議会部会における委員の意見を反映した。

5 改定のスケジュールについて(予定)

| | |
|---------------|----------------------|
| 【令和4年6月10日】 | 第21回景観審議会部会にて方針を報告 |
| 【令和4年9月5日】 | 第17回景観審議会に進捗を報告 |
| 【令和4年9月から11月】 | 各委員等からの意見をまとめ、改正案を作成 |
| 【令和4年11月30日】 | 第22回景観審議会部会に改正案を報告 |
| 【令和5年1月16日】 | 第18回景観審議会に改正案報告 |
| 【令和5年1月から3月】 | 改定の内部処理 |
| 【令和5年4月1日】 | 改定、運用開始 |